

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点項目</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 経営管理（ガバナンス）</p> <p>リスク管理及び法令等遵守を確保する責任は、第一義的には経営陣にあり、経営陣により堅牢な内部統制（インターナルコントロール）組織（内部管理態勢）の構築がなされているかどうかガバナンス評価の基本となる。</p> <p>組織が巨大で、国際的にも業務展開しているケースも多い主要行等の経営管理（ガバナンス）の検証に特に重要な着眼点として、①内部監査等の相互けん制機能の重要性、②社外取締役等の外部人材等の活用、③コーポレートガバナンスの新たな形態である<u>委員会等設置会社</u>に対する取扱い等を明確化した。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-1 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅲ-1-1 (略)</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点項目</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 経営管理（ガバナンス）</p> <p>リスク管理及び法令等遵守を確保する責任は、第一義的には経営陣にあり、経営陣により堅牢な内部統制（インターナルコントロール）組織（内部管理態勢）の構築がなされているかどうかガバナンス評価の基本となる。</p> <p>組織が巨大で、国際的にも業務展開しているケースも多い主要行等の経営管理（ガバナンス）の検証に特に重要な着眼点として、①内部監査等の相互けん制機能の重要性、②社外取締役等の外部人材等の活用、③コーポレートガバナンスの新たな形態である<u>委員会設置会社</u>に対する取扱い等を明確化した。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ-1 経営管理（ガバナンス）</p> <p>Ⅲ-1-1 (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（<u>委員会等設置会社</u>にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</p> <p>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（<u>委員会等設置会社</u>にあつては執行役）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合</p> <p>（１）代表取締役</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識してい</p>	<p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった組織（<u>委員会設置会社</u>にあつては取締役会、監査委員会等）が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。</p> <p>また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性に鑑み、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役）には、その資質について極めて高いものが求められる。</p> <p>経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。</p> <p>Ⅲ－１－２－１ 監査役設置会社である銀行の場合</p> <p>（１）代表取締役</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識してい</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>るか。</p> <p>特に、<u>委員会等設置会社制度の発足に対応して、監査役設置会社の企業統治の新たな方向を示す動き、例えば監査役監査基準の改定（平成16年2月）</u>等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－１－２－２ <u>委員会等設置会社</u>である銀行の場合</p> <p>（注）<u>委員会等設置会社</u>である銀行については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。</p> <p>（１）～（７） （略）</p> <p>（注）以下、本監督指針においては、原則として監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、<u>委員会等設置会社</u>である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p>	<p>るか。</p> <p>特に、<u>監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準（社団法人日本監査役協会：昭和50年3月25日）の改定（平成16年2月12日）</u>等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－１－２－２ <u>委員会設置会社</u>である銀行の場合</p> <p>（注）<u>委員会設置会社</u>である銀行については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。</p> <p>（１）～（７） （略）</p> <p>（注）以下、本監督指針においては、原則として監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、<u>委員会設置会社</u>である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理（ガバナンス）態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理（ガバナンス）態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と<u>委員会等設置会社</u>の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>Ⅲ－１－４ 監督上の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、又は異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理（ガバナンス）態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき経営管理（ガバナンス）態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②社外取締役、外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③監査役設置会社と<u>委員会設置会社</u>の制度間の移行の検討等を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－２－１－２－２ 留意事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p>	<p>Ⅲ－２－１－２－２ 留意事項</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>① (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示第7条の2第1項第2号口又は第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <p> a. ～ e. (略)</p> <p> f. 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの<u>営業譲受け</u>等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－2－3－2－5 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 大口信用供与</p> <p>法第13条第1項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は<u>営業を譲り受けた</u>ことその他銀行法施行令（以下「施行令」とい</p>	<p>① (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 告示第7条の2第1項第2号口又は第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。</p> <p> a. ～ e. (略)</p> <p> f. 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業からの<u>事業譲受け</u>等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の手続きを経て、銀行が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－2－3－2－5 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 大口信用供与</p> <p>法第13条第1項ただし書の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は<u>事業を譲り受けた</u>ことその他銀行法施行令（以下「施行令」とい</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>う。)及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>なお、承認に当たっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期末を含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－１－４ 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ－３－１－４－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号(注 1)に定める届出(様式・参考資料編 様式 4-7-1)を求めるとともに、<u>商法</u>、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般(注 2)に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>(注 1)・(注 2) (略)</p> <p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認めら</p>	<p>う。)及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。</p> <p>なお、承認に当たっては、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期末を含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－１－４ 第三者割当増資のコンプライアンス</p> <p>Ⅲ－３－１－４－２ 着眼点と監督手法・対応</p> <p>(1) 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号(注 1)に定める届出(様式・参考資料編 様式 4-7-1)を求めるとともに、<u>会社法</u>、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般(注 2)に関する資料の添付を求めるとする。</p> <p>(注 1)・(注 2) (略)</p> <p>(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認めら</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>れる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ. ・ロ. (略)</p> <p>ハ. 取締役会が、<u>商法</u>、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>ニ. (略)</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. <u>商法</u>の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）」の確保</p> <p> a. ・ b. (略)</p> <p> ロ. ～ニ. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>資本の額の増加の届出</u> (略)</p>	<p>れる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>① 基本的な経営姿勢</p> <p>イ. ・ロ. (略)</p> <p>ハ. 取締役会が、<u>会社法</u>、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>ニ. (略)</p> <p>② 特に留意すべき事項</p> <p>増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。</p> <p>特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。</p> <p>イ. <u>会社法</u>の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）」の確保</p> <p> a. ・ b. (略)</p> <p> ロ. ～ニ. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>資本金の額の増加の届出</u> (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(1) 銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。</p> <p>法第 20 条の公告は、<u>商法</u>に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</p> <p>法第 21 条に基づき作成される<u>中間営業年度及び営業年度</u>に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、<u>法第 21 条第 4 項</u>において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(1) 銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第 20 条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第 21 条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の 2 つの制度から構成されている。</p> <p>法第 20 条の公告は、<u>会社法</u>に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされている。</p> <p>法第 21 条に基づき作成される<u>中間事業年度及び事業年度</u>に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、<u>法第 21 条第 7 項</u>において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－１ 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 19 条第 2 項、施行規則第 18 条第 3 項及び第 4 項）、銀行の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 20 条第 2 項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 52 条の 27 第 1 項、施行規則第 34 条の 24 第 1 項及び第 2 項）、銀行持株会社の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 52 条の 28）も対象となることに留意する。</p> <p>(注) 連結して記載する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第 19 条の 3 及び第 34 条の 26）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－１ 重要性の原則の適用</p> <p>(1) 連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等のもとより、法に基づいて作成する銀行の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 19 条第 2 項、施行規則第 18 条第 3 項及び第 4 項）、銀行の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（法第 20 条第 2 項）、銀行持株会社の中間連結財務諸表・連結財務諸表（法第 52 条の 27 第 1 項、施行規則第 34 条の 24 第 1 項及び第 2 項）、銀行持株会社の中間連結貸借対照表等・連結貸借対照表等（<u>法第 52 条の 28 第 1 項</u>）も対象となることに留意する。</p> <p>(注) 連結して記載する中間事業年度及び事業年度に係る説明書類については施行規則上明定されている（施行規則第 19 条の 3 及び第 34 条の 26）。</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－３－２－４－２ ディスクロージャー誌の記載項目について（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）</p> <p>(1) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(2) 個別の記載項目について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>直近の営業年度における営業の概況</u>」には、業況、<u>営業実績</u>、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-3-8 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅲ-3-8-1 意義</p> <p>Ⅲ-3-8-1-1 システム統合リスク</p> <p>(略)</p> <p>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(平成14年12月)</p> <p>① 「システム統合」とは、合併、<u>営業譲渡</u>、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編(「経営統合」)により、システムを統合、分割又は新設することをいう(システムの共同開発・運営を含む。)</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 個別の記載項目について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「<u>直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況</u>」には、業況、<u>事業実績</u>、損益の状況等についての概括的な説明、自行が対処すべき課題等について説明されているか。</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-3-8 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅲ-3-8-1 意義</p> <p>Ⅲ-3-8-1-1 システム統合リスク</p> <p>(略)</p> <p>(参考) システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(平成14年12月)</p> <p>① 「システム統合」とは、合併、<u>事業譲渡</u>、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編(「経営統合」)により、システムを統合、分割又は新設することをいう(システムの共同開発・運営を含む。)</p> <p>(中略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、<u>営業用不動産</u>の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ.～ニ. (略)</p> <p>(注2) リストラにより、<u>営業用不動産</u>であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハ.のただし書及びニ.を除く。)</p> <p>(中略)</p> <p>VII-2-3 認可後の監督において留意すべき事項</p> <p>(1) 銀行主要株主に対しては、法第52条の11に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料(資金調達の状況を含む。ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す</p>	<p>V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注1) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、<u>事業用不動産</u>の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。</p> <p>イ.～ニ. (略)</p> <p>(注2) リストラにより、<u>事業用不動産</u>であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハ.のただし書及びニ.を除く。)</p> <p>(中略)</p> <p>VII-2-3 認可後の監督において留意すべき事項</p> <p>(1) 銀行主要株主に対しては、法第52条の11に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料(資金調達の状況を含む。ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>資料) 及び当該銀行主要株主と子銀行等との取引関係(預金、借入等)を記載した<u>書類</u>の提出を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>VIII-3-2-1-2-3 添付書類 (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第34条の34第5号)</p> <p>① 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(施行規則第34条の37第3号口)、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となるに留意する。</p>	<p>資料) 及び当該銀行主要株主と子銀行等との取引関係(預金、借入等)を記載した<u>書面</u>の提出を求めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>VIII-3-2-1-2-3 添付書類 (略)</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(施行規則第34条の34第5号)</p> <p>① 「銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) その営む銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」(施行規則第34条の37第3号口)、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」(同)として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となる<u>こと</u>に留意する。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>a. 「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」の場合 民法、商法、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分についての専門的な知識</p> <p>b. 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」の場合 民法、商法、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識</p>	<p>a. 「その営む銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」の場合 民法、商法、<u>会社法</u>、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分についての専門的な知識</p> <p>b. 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」の場合 民法、商法、<u>会社法</u>、刑法等の基本法につき、当該銀行代理業の業務に関連する部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識</p>